

## 宣言3 市民と行政が一体となりまちづくりに取り組みます！

市民の発意と工夫による小学校区単位を基本としたコミュニティ活動、町内会、事業所、子ども会、NPOなど、市民が主体となった交流や活動を推進し、性別や年齢、国籍などの枠に促われない市民の市政への参画、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に進めます。

6 市民協働

7 市民交流

8 平和・共生

# 市民協働

- 1 市民参画と市民協働の推進
- 2 市民活動の支援（多様な主体の連携）
- 3 コミュニティ活動の支援

## 1 市民参画と市民協働の推進

施策061  
地域安全課・企画広報課

### ▶現状・課題

本市では、平成13年（2001年）に犬山市市民活動の支援に関する条例を制定し、県内の市町村の中でも、早くから市民活動を推進するための環境整備に取り組み、市民と行政が協働してまちづくりを進めてきました。

市民がまちに誇りと愛着を持ち、住みよいまちづくりを進める上で、市民参画、市民協働は、欠かすことができないものです。

今後は、市民と行政が共に考え、共に活動する協働型のまちづくりが求められており、人材の育成やまちづくり活動を支援していくための新しい仕組みづくりを積極的に進めていくことが必要となります。

### ▶目指す姿と目標指標

市民が参画しやすい仕組みや機会が充実し、政策立案から事業推進にいたる様々な場面で、多くの市民がまちづくりに参画し、協働による取組みを実践しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆市が実施したパブリックコメント*や意見交換会などに参加したことがある市民の割合	%	6.5 (2010年度)	4.6 (2016年度)	26.0

市民意識調査で『これまでに、市が実施したパブリックコメントや意見交換会などに参加したことがありますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。市民参画しやすい環境を整備し、パブリックコメントや意見交換会に参画する市民の割合の上昇を目指します。

### ▶施策の展開方向

1 市民参画の促進	審議会や委員会などの委員選出時において、市民公募やパブリックコメントを行うなど、市の政策立案や事業推進にあたって市民参画を積極的に推進します。
2 市民協働の促進	愛知県が発行する「あいち協働ルールブック*」を基準として、研修等による職員の市民協働に対する意識改革を行っていくとともに、市民と行政が対等の立場で意見を出し合う機会を充実させ、市民協働を一層推進します。

### ▶重点事業

市民協働意識向上事業	あいち協働ルールブックを基準として、市民協働の意識を常とする職員の育成を進めるとともに、協働事業の実施、検証を重ね、行政と市民で共に意識向上を図っていきます。
(仮称) 協働のまちづくり基本 条例	住民がまちづくりの担い手となって、地域の課題を地域で解決し、活気をもっていきいきと暮らせることを目指し、地域づくりの考え方や地域活動などにおける多様な人材の参画や官民協働などの仕組みを定めた（仮称）協働のまちづくり基本条例の制定に取り組みます。条例の検討にあたっては、協働の実現につながるよう、できる限り多くの市民の意見を聞きながら作業を進めます。

## 2 市民活動の支援（多様な主体の連携）

施策062  
地域安全課・企画広報課

### ▶現状・課題

本市では、市民活動支援センターを設置し、環境美化、子育て支援、高齢者のサポート、多文化共生<sup>\*</sup>などの様々な取り組みを行っている市民活動団体に対し相談・助言などの支援を行い、市民活動の充実・拡大を推進しています。また、先進的な取り組みに対して事業費の一部を支援する目的で、平成13年度（2001年度）より改善を加えながら助成金事業を実施するとともに、市民活動団体の育成を目的に事業委託を積極的に進めています。

これからのまちづくりは、市民と行政がそれぞれの役割と責任を理解し合い、共に考え、共に活動する協働の精神が重要となり、大きな役割を担う市民活動を一層推進していくことが求められています。

今後は、市民自らが地域の課題やニーズに対応した取り組みを実践していくため、協働社会の形成に向けた人材、団体の育成や関係機関の連携強化を図っていくことが必要となります。

### ▶目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで市民一人ひとりの意見がまちづくりに反映されています。また、市民と行政がお互いの立場を理解し、協働できる環境が整い、誰もがまちづくりのために個々の能力を活かすことができる社会になっています。

目標指標	単位	当 初	実績値	目標値
				2022年度
◆行政との協働事業数	事業	17 (2009年度)	28 (2015年度)	30
◆市民活動を行っている市民の割合	%	10.4 (2010年度)	8.7 (2016年度)	22.0

市民活動団体の育成等を目的とした事業委託の総事業数。策定当初の現状値に対して年間1事業の増加を目指します。

市民意識調査で『現在、市民活動（NPO・ボランティア活動など）を行っていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。市民活動支援センター「しみんてい」と協力しながら啓発に力を入れ、市民活動を行っている市民の増加を目指します。

### ▶施策の展開方向

1	協働意識の向上と 人材育成	市民協働についての職員研修会の開催や市民対象のフォーラムを開催するなど、市民と行政双方の協働意識を高めます。また、犬山のために何かをしたい人を応援するとともに、まちづくりの担い手となる多様な主体（シニア、若者、女性など）の育成に努めます。
2	協働事業の推進	団体等の自立・育成、協働によるまちづくりを進めるため、NPOへの事業委託を推進します。
3	犬山市社会福祉協議会や 市民活動支援センターと の連携	犬山市社会福祉協議会や市民活動支援センターと市民活動団体が緊密な連携を図り、市民活動に関する横のつながりを広げるとともに、研修などを行い各市民活動団体の能力向上に努めます。
4	人材バンクの構築 (活躍の場づくり)	様々な特技を持ち、多様な活動を行っている人・団体など、豊富な「人材」の情報を取りまとめるとともに、公共施設をはじめ、店舗、空き地、自然など、多様な地域資源を「活躍の場」として設定します。また、こうした「人」と「場」、「モノ」等のマッチングが円滑に進むような体制を整えることで、市域全体が「活躍の場」となり、さらなるにぎわいと活力を高めます。

<b>5</b>	<b>産学官連携</b>	平成 19 年 12 月 21 日に締結した「犬山市、犬山商工会議所及び名古屋経済大学の連携交流に関する協定」をはじめとする各種協定・覚書に基づき、商工会議所の持つ技術力や経営的視点、「知」の源泉としての大学の有する知的資産、人材を活かした行政課題の解決や新たな施策の実現に向けた取組みを進めます。
<b>6</b>	<b>金融機関・商工会議所との連携</b>	平成 28 年 2 月 3 日に締結した「地方創生にかかる包括連携協力に関する協定」に基づき、地域の金融機関や商工会議所と連携して経済の活性化、子育て支援、教育など幅広い分野における地方創生に向けた事業を展開します。

▶ **重点事業**

<b>市民活動支援事業</b>	資金助成にとどまらず団体の育成にもつながる事業として展開するとともに、多様な団体同士の協働事業を積極的に支援します。 また、市民活動団体などが自立するための団体経営に関する支援を進めます。
-----------------	---

**大学や学術研究機関等との交流・連携協定（覚書）一覧**

締結先機関名	締結年月日	協定書（覚書）名
犬山商工会議所 名古屋経済大学	平成19年12月21日	犬山市、犬山商工会議所及び名古屋経済大学の連携交流に関する協定書
京都大学霊長類研究所	平成15年5月26日	犬山市と京都大学霊長類研究所との交流に関する覚書
東京大学大学院 農学生命科学研究科 附属演習林生態水文学研究所	平成23年6月1日	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所と犬山市との間における地域交流に関する協定書
名古屋工業大学	平成16年7月28日	犬山市と名古屋工業大学の相互友好協力協定書
中部大学	平成18年5月31日	犬山市と中部大学の相互友好協力協定書



産学官の連携による犬山観光学生大使（名古屋経済大学）

# 3 コミュニティ活動の支援

施策063  
地域安全課

## ▶現状・課題

近年、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、地域住民相互の交流機会は減少し、地域の連帯感や帰属意識はますます希薄化しています。

また、高齢者や子育て世代に対する支援、防災・防犯など住民生活に直結する様々な課題が地域で発生しており、これからのまちづくりには、地域の課題解決に向けて地域住民が主体的に関わっていくことが求められています。

本市においては、主に町内会を単位とした地域コミュニティ\*が形成されていますが、城東小、楽田小、羽黒小、東小、犬山西小、今井小の6小学校区では、小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会が組織され、夏まつりや地域でのふれあい運動会、青色防犯パトロール車による防犯活動、小学生の登下校時における見守り活動など、地域住民の手による様々な取組みを実践しています。

今後は、コミュニティ推進協議会などによる、地域課題の解決及び自立に向けたさらなる取組みの推進と、小学校区単位を基本としたコミュニティ形成に向けた人材育成、意識の醸成が求められています。

## ▶目指す姿と目標指標

小学校区単位を基本としたコミュニティ活動が活発化し、自助・共助の精神に基づき、多くの人々が地域活動に参加することで、地域における人の輪がひろがり、ふれあいと活気あふれる自立した地域社会になっています。

目標指標	単位	当 初	実績値	目標値
				2022年度
◆コミュニティ推進協議会への町内会加入率	%	79.1 (2009年度)	79.6 (2015年度)	91.0
コミュニティ推進協議会の設立地区において加入している町内会の割合。広報紙などを活用したコミュニティ活動の情報提供やコミュニティ活動の環境整備に努め、加入町内会の増加を目指します。				
◆コミュニティ推進協議会の総数	団体	4 (2010年度)	6 (2015年度)	10
市内のコミュニティ推進協議会の総数。計画最終年度までに基本となる小学校区全地区を対象にコミュニティ推進協議会の設立を目指します。				
◆地域（町内会など）の活動に参加している人の割合	%	60.0 (2010年度)	58.2 (2016年度)	80.0

市民意識調査で『清掃活動やお祭りなど、地域（町内会など）の活動に日頃から参加していますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。町内会などの活動へ自主的な参加を促すことで、コミュニティ意識の高揚を図ります。

## ▶施策の展開方向

1	コミュニティ意識の啓発	広報紙や研修会などを通して、コミュニティの目的や必要性を啓発するとともに、町内会などの住民組織や地域のボランティア活動などへの自主的な参加を促し、コミュニティ意識の高揚を図ります。
---	-------------	--

2	コミュニティ組織の育成	地域の实情に合い、特色を活かした地域づくりを展開するため、自主的・主体的なコミュニティ活動を行う小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会の設立や育成を推進します。
3	地域の交流の場や機会形成の支援	住民が未来を描き、自らが住まう地域を自らの手で良い地域としていくため、様々な地域人材の交流機会を充実させ、地域が生み出す生活に必要な機能や魅力を創出する場づくりを支援していきます。

▶重点事業

コミュニティ推進地区助成事業	コミュニティを市民へ浸透させるため、助成金等の事業を展開し市民意識の向上を図りながら、コミュニティの自立の実現を図ります。
“総力”協議会パイロットプロジェクト	町内会、事業所、子ども会、NPOなど、地域の多様な主体が郷土愛の醸成や課題解決に一丸となって取り組むことを一層支援し、現状把握、課題設定、将来像の検討など、行政と地域が一緒になって地域活動を実践するモデル事業に取り組めます。



羽黒小学校米作り体験応援  
(羽黒地区コミュニティ推進協議会)



楽田夏まつり  
(楽田地区コミュニティ推進協議会)



芸術祭・作品展 (東小学校区コミュニティ推進協議会)



犬西ふれあい盆踊り大会 (犬山西地区コミュニティ推進協議会)



灯りアート (今井小学校区コミュニティ推進協議会)



歩け歩け芋煮&もちつき大会  
(城東小学校区コミュニティ推進協議会)

# 市民交流

- 1 都市間交流の推進
- 2 国際交流推進体制の充実
- 3 国際交流活動の推進

## 1 都市間交流の推進

施策071  
観光交流課

### ▶現状・課題

都市間交流は、それぞれの地域が持つ、歴史、文化、自然、観光などの資源や人の営みなどの共通点や相違点を共有することで、新たなまちづくりにつなげていく有効な取組みのひとつです。

本市は、昭和48年（1973年）に富山県立山町、平成12年（2000年）に宮崎県日南市、平成26年に兵庫県篠山市と姉妹都市提携を結び、小学生の姉妹都市への訪問や、絵画交流など様々な取組みを継続し、相互交流を深めています。また、沖縄県石垣市や長野県松本市、京都府宇治市など、多くの市町と市民レベルの交流や観光、地域資源などを活かした物産展、鵜飼サミットなどの取組みに積極的に参加しています。

今後も、市民レベルの交流を支援するとともに、地域、企業、行政レベルなど様々な分野で情報共有を図り、新たな交流の枠組みや形態を検討し、市民同士の交流がさらに育まれていく仕組みづくりが求められています。

### ▶目指す姿と目標指標

市民グループ主導による都市間交流が行われ、それぞれの都市の観光資源などを活かした相互交流が活発化しています。また、スポーツや文化交流による市民意識の向上、相互訪問による観光客増加、産地直送の特産品による物産展開催など市民、企業、行政のそれぞれが都市間交流の利益を享受しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆姉妹都市交流事業の実施数	件	6 (2009年度)	7 (2015年度)	10

姉妹都市交流事業の数。市民グループ主体の新たな交流事業の増加を目指します。

### ▶施策の展開方向

1	市民グループ主体の交流活動の支援	市民グループに対し、都市間（姉妹都市など）の歴史・観光・特産品・催事などに関する情報を提供し、市民グループが主体となった交流活動を積極的に支援します。
2	都市間交流の周知	姉妹都市をはじめとした都市間交流が幅広い世代の市民、企業など様々なレベルでの交流となるように周知・啓発を行います。

### ▶重点事業

市民グループ主体の交流活動支援事業	国内の都市間交流（姉妹都市など）の中心となり活動する市民グループの設立を支援するため、歴史・観光・特産品・催事などの情報を提供し組織化を図ります。
-------------------	---



## 2 国際交流推進体制の充実

施策072  
観光交流課

### ▶現状・課題

本市では、犬山国際観光センターの開設と犬山国際交流協会の設立以来、行政と協会が中心となって、国際的に通用する人材の育成や国際理解交流推進に向け、語学講座や国際理解講演会などの事業を積極的に展開してきました。その結果、市民の間にも国際交流の意識が浸透し、様々な国際交流グループが活発に活動を展開しています。

現在、行政主導から市民主体の国際交流へと転換を進めていますが、今後は、行政と関係する組織が協力しながら、関係組織の自立を推進し、犬山国際交流協会と各ボランティアグループとの協働事業が推進できるような組織づくりを進めていくことが求められています。



フロイデ祭

### ▶目指す姿と目標指標

犬山国際交流協会が自立し、行政との協力関係の中で独自の事業展開を進め、海外との交流、市民の国際理解、地域在住外国人との多文化共生<sup>\*</sup>、地域からの国際支援などの事業を各種ボランティアグループと協働して行っています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆国際交流ボランティアグループの数	団体	6 (2009年度)	11 (2015年度)	12

国際交流を行っているボランティアグループの数。ボランティアグループ数の増加を目指します。

### ▶施策の展開方向

1	市民の国際理解の啓発	市民の声を将来の国際交流・異文化交流につなげるため、国際理解や多文化共生に関するアンケートを実施するほか、地元大学に通う留学生との連携や、広報紙や犬山国際交流協会の機関誌などの発行を通して、国際理解の推進と国際人の育成に努めます。
2	組織強化と自立支援	犬山国際交流協会をはじめとする各グループの連絡調整及び協働事業に対する支援を行いながら、犬山国際交流協会と市内国際交流グループの自立を促進し、組織運営を強化します。

# 3 国際交流活動の推進

施策073  
観光交流課

## ▶現状・課題

本市は、昭和58年（1983年）に中国・襄陽市（2010年12月に襄樊市から改名）と、平成4年（1992年）に独・ザンクトゴアルスハウゼン市と友好都市提携を結びました。さらに、平成13年に米・デービス市と、平成26年には韓国・咸安郡と姉妹都市提携を結びました。当初は、行政間での交流が主でしたが、平成13年頃から市民主体の交流が盛んになっていき、米・ニューヨーク市、独・ハレ市、ハイデンハイム市、台湾・草屯市、中国・内モンゴル・ナイマン旗などと、植林などを通じた自然環境保護や、スポーツや音楽を通じた市民交流などを積極的に実施しており、市民主体の海外都市交流が着実に定着しつつあります。

今後は、市民グループを中心として、幅広い海外都市との交流をひろげていくとともに、環境問題をはじめ世界で取り組むべき課題に対し、協力・支援を行っていく必要性も高まっています。



中華人民共和国  
湖北省 襄陽市  
昭和58年3月提携



ドイツ連邦共和国  
ラインラントプファルツ州  
ザンクト・ゴアルスハウゼン市  
平成4年6月提携



アメリカ合衆国  
カリフォルニア州 デービス市  
平成13年2月提携



大韓民国  
慶尚南道 咸安郡  
平成26年2月提携

## ▶目指す姿と目標指標

市民主体の海外都市交流が積極的に進められるとともに、世界共通の課題である地球温暖化や環境問題に対する充実した取組みが行われ、大災害・飢饉などに対する支援を積極的に行っています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆国際交流や異文化交流事業の実施数	事業	10 (2009年度)	20 (2015年度)	22
国際交流や異文化交流などに関する事業の実施数。新たな国際交流グループの新設による事業の拡充を目指します。				
◆国際協力・支援事業の実施数	事業	3 (2009年度)	4 (2015年度)	5
国際協力・支援事業に関する事業の実施数。災害復興支援事業の拡充を目指します。				

## ▶施策の展開方向

1	海外都市交流の推進	現在交流のある海外都市との交流を継続するとともに、市民グループを中心として、近隣諸国をはじめとする幅広い海外都市との交流を拡大します。また、それぞれの交流グループが交流都市や国を市民に紹介する活動を支援します。
2	国際協力・支援事業の実施	世界各地で発生した深刻な災害に対する復興支援及び環境に関する情報提供や各種募金活動など国際支援事業を継続的に行うとともに、国際協力支援団体の組織化や活動を支援します。

## ▶重点事業

海外都市交流推進事業	幅広い海外都市との多様な交流を図るため、海外都市の紹介などを通して新たな市民グループの設立を支援します。
------------	--

# 平和・共生

- 1 平和活動の推進
- 2 男女共同参画の推進
- 3 多文化共生の推進

## 1 平和活動の推進

施策081  
企画広報課・学校教育課

### ▶現状・課題

核兵器廃絶・軍縮に向けた国際世論が高まりを見せるなかで、依然として世界各地で戦争や地域紛争・テロ行為が続いており、多くの人々が悲しい思いをしています。

本市では、昭和60年(1985年)に人類の平和を願い、非戦・核兵器廃絶のため全力を尽くすことを誓う「平和都市宣言」を行い、平和を願うパネル展の開催や平和行進の際の哀悼の言葉などを通じた啓発、戦争体験者の講演、子どもへの平和教育など、平和の重要性の啓発・教育に努めています。また、平成21年(2009年)に平和市長会議、平成22年には日本非核宣言自治体協議会に加盟しました。

しかし、平和活動の重要性が高まっている一方で、戦争の悲惨さを知る戦争体験者が年々減少し、平和の重要性を直接聞く機会も失われつつあります。今後も、戦争の悲惨さを風化させることのないように、恒久平和の実現に向けて市民一人ひとりの平和意識の高揚を図るとともに、平和の重要性を次代につなげる様々な取組みを継続的に展開していくことが求められています。

### ▶目指す姿と目標指標

恒久平和の実現に向けた教育や啓発活動が継続的に展開され、平和都市宣言を基調とした平和意識が市民に浸透しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆平和を学ぶ取組みを推進する市内小中学校の数	校	14 (2010年度)	14 (2015年度)	14
◆平和パネル展開催時における署名者数	人	100 (2010年度)	342 (2015年度)	400

平和の尊さや大切さを学ぶ機会や取組みを推進する市内小中学校の数。市内の全小中学校で平和を学ぶ機会や取組みの充実を図りながら、継続して行うことを目指します。

市民に平和の尊さを訴えるパネル展における平和に関する署名数。開催場所や時期を工夫することにより、実績値を維持することを目指します。

### ▶施策の展開方向

1 平和啓発の推進	平和都市宣言に基づき、平和パネル展や署名活動、さらには広報紙などを通して平和を願う啓発活動を積極的に展開するとともに、平和活動を行う団体との連携を図り、大学生などの若者や子どもたちをはじめ市民の平和に対する意識の高揚を図ります。
2 平和教育の推進	次代を担う子どもたちが平和の尊さを学び、受け継ぐことができるように、学校と連携して体験学習や講話会などの効果的な平和学習の充実を努め、子どもたちが平和の尊さを学ぶ機会を整えます。

### ▶重点事業

平和教育推進事業	平和教育の推進を図るため学校と連携し、講話会の開催や学校給食での戦時中の食事体験など、平和学習の充実を図ります。
----------	--

## 2 男女共同参画の推進

施策082  
地域安全課

### ▶現状・課題

本市では、平成9年度（1997年度）にボランティア団体などにより推薦された委員による男女共同参画推進懇談会を発足し、この懇談会を中心に男女共同参画社会を実現させるために、「男女の平等」と「女性の自立」を基本理念とした犬山市男女共同参画プランを策定し、推進してきました。平成18年度には、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを実践していく目的で、男女共同参画推進懇談会が中心となり、市民が主体となった男女共同参画市民会議が設立されました。この市民会議では、次世代を担う子ども達への出前講座や、保護者を対象とした講演会、参加型の普及啓発活動など、男女共同参画を推進する様々な活動を展開しています。

しかし、市民や社会全体をみると、男女共同参画に対する意識は未だ十分ではありません。

今後、少子高齢化・人口減少が進行するなか、官民が一体となった男女共同参画社会に向けての意識改革や、様々な分野での女性の活躍促進が、将来の社会を支える基本となることを、市民一人ひとりが十分に理解して行動することが求められています。

### ▶目指す姿と目標指標

様々な分野で活躍する女性とともに、家事や育児などに取り組む男性の環境も整うなど、男女を問わず、安心して働くことのできるワーク・ライフ・バランス\*が実現した社会となっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆性別に関係なく、平等な生活を送っていると思う市民の割合	%	65.7 (2010年度)	67.6 (2016年度)	78.0
市民意識調査で『男女の性別に関係なく、平等な生活を送っていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。男女共同参画社会づくりの推進と市民への一層の意識啓発を図り78%以上を目指します。				
◆審議会などへの女性の登用率	%	21.6 (2009年度)	27.2 (2015年度)	35.0
審議会などの委員として登用されている女性の割合。平成34年度（2022年度）には35%以上を目指します。				

### ▶施策の展開方向

1	男女共同参画意識の向上	社会における様々な組織や企業の管理職への女性の登用率など北欧を中心とした先進国の状況について、あらゆる機会を通して市民に紹介するほか、講演会やフォーラムなどを通して男女共同参画社会に対する理解と必要性に関する意識啓発に努めます。
2	女性の就労機会の確保に向けた環境整備	男女共同参画社会の実現に向けて、託児所をはじめとした保育の施設整備やサービスの充実、フレックスタイム*の導入など子育てや介護中であっても仕事を続けることができるような支援や、子育てなどによりいったん仕事を辞めた人の再就職支援などを中心に、行政として、ワーク・ライフ・バランスの保てる環境整備を積極的に推進します。
3	性別に捉われない人材登用の促進	官民の各機関に対して性別に捉われない人材登用のための環境づくりや女性の雇用促進に対する提言活動を行い、企業や各種団体などの意識改革や環境整備を進めるとともに、女性の登用率の目標値の設定と実施を啓発するなど、様々な分野において女性の活躍を促進します。

# 3 多文化共生の推進

施策083  
観光交流課

## ▶現状・課題

少子高齢化や労働力不足など将来への不安を抱えるなか、働き盛りの世代が大半を占める在住外国人は、将来の日本にとってなくてはならない存在といえます。

本市では、平成3年（1991年）に入国管理法が改正されたことを受け、在住外国人が次第に増加し、市内に在住する外国人の数は、ペルー人や中国人をはじめとして、平成28年7月現在で2,001人にのぼります。特にベトナム人の増加が目覚ましく、平成28年4月から7月までの4か月間に130人増加しています。

そこで、増加した在住外国人に対応した快適な居住環境の整備を進めていく必要があります。同時に、地域住民との多文化共生\*も大きな課題であるため、今後は平成27年度に組織した、多文化共生推進会議などの活動を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化の違いを認め合いながら共に生きる多文化共生の地域づくりを進める必要があります。

在住外国人のための教育、医療、福祉、環境など、広範囲にわたる行政サービスを整え、快適な社会生活が送れるようコミュニケーションや生活の支援を行うことが必要であり、幅広い分野における多文化共生の地域づくりを推進していくための体制整備が求められています。

## ▶目指す姿と目標指標

日本人と外国人が国籍の垣根をなくし、互いに個人を尊重しながら地域で共に生活しています。また、外国人も市民として同じ市民サービスを受け、市民としての責任も担っています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆日常生活で外国人と接する機会のある市民の割合	%	9.7 (2010年度)	9.0 (2016年度)	15.0

市民意識調査で『日常の生活の中で、外国人と話をするなど接する機会がありますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。地域住民とのコミュニケーションを促し平成34年度（2022年度）には15%を目指します。

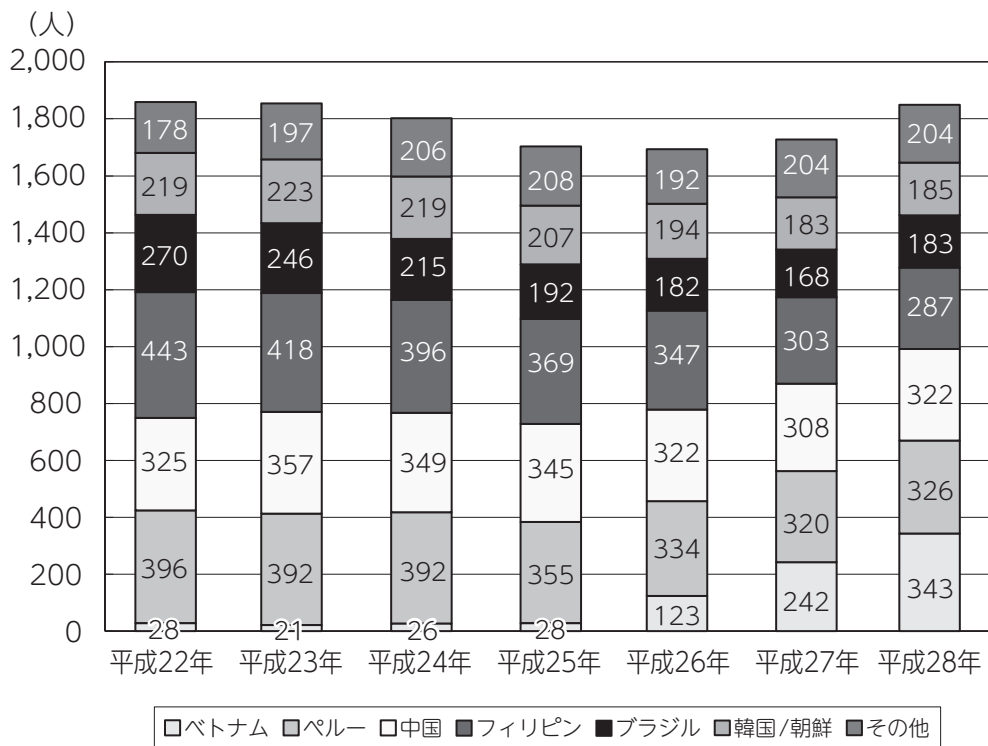
## ▶施策の展開方向

1	在住外国人の生活・コミュニケーション支援	異なる言語や文化を持つすべての市民が暮らしやすいまちとなるよう、多言語による情報誌の発行や外国人無料相談窓口事業の充実を図るとともに、安心した市民生活を送るために、コミュニティ通訳の育成・派遣をし、外国人住民のコミュニケーションを支援します。
2	多文化共生の地域づくり	住民、企業、NPOなどと協力し、市内在住外国人との交流イベントなどを開催することにより互いの文化を理解する多文化共生の意識啓発を行うとともに、コミュニティリーダーとしてのキーパーソンを発掘・育成し、自助組織を構築するほか、在住外国人のグループ化・組織化、ネットワークづくりなどを支援し、在住外国人の地域社会への参画と自立を支援します。
3	多文化共生の推進体制の整備	行政の推進体制については、多文化共生推進委員会を中心として庁内の横断的な連携を図るほか、地域社会の構成員である外国人市民自らが生活にかかわる問題を話し合い、その生きた声を市政に取り入れることで、外国人市民と日本人市民のすべてにとって暮らしやすい「共生のまちづくり」を推進します。

## ▶重点事業

多文化共生推進事業	在住外国人の生活やコミュニケーションの支援を図るため、コミュニティ通訳の育成・派遣や行政情報の多言語化などの総合的な事業展開を行います。
-----------	--

## 外国人登録人口



(資料 市民課)



多文化交流

